

肥後福祉年金定期預金

ご利用 いただける方	<ul style="list-style-type: none"> ・別表①「肥後福祉年金定期預金預入対象者一覧表」の年金または手当を肥後銀行でお受け取りのお客様。新しくお受け取りになる方もご利用いただけます。ただし、預入期間を通じて当行の口座で継続してお受け取りいただくことが条件です。 (年金または手当の受取指定口座のある支店でのみ取扱いできます。) ・制度上、当行でお受け取りができない老齢福祉年金、児童扶養手当(1985年7月31日以前に認定された方)および特別児童扶養手当を受給されているお客様。 ※年齢制限はありません。 	
取 扱 期 間	2025年4月1日(火)～2026年3月31日(火)	
預 入	形 式	スーパー定期またはスーパー定期300
	期 間	1年のみ。なお、自動継続扱いはできません。
	方 法	一括預入となります。
	金 額	1人当たり1円以上300万円以内(1人1店舗となります)
	単 位	1円
払 戻 方 法	満期日以降に一括払戻となります。	
利 息	適用金利	預入時のスーパー定期またはスーパー定期300の1年もの店頭表示の利率+0.1%を適用します。
	利払頻度	満期利払…解約利息を支払います。
	付利単位	1円
	計算方法	単利計算。1年を365日とする日割り計算とします。
	計算期間	預入日から満期日の前日までの期間とします。
総合口座の取扱	総合口座の取扱はできません。	
税 制 上 の 取 扱	分離課税(税率20%)又はマル優 ※復興特別所得税が付加されることにより、2013年1月1日から2037年12月31日までの25年間、20.315%の源泉分離課税(国税15.315%、地方税5%)となります。	
中途解約の取扱	やむを得ず満期日前に解約する場合は、預入日から解約日の前日までの日数について、次の預入期間に応じた利率により計算します。 <ul style="list-style-type: none"> ・6か月未満……………解約日時点の普通預金利率 ・6か月以上1年未満……約定利率×50% 	
満期後利息の取扱	解約日時点の普通預金利率を適用します。	
預金保険制度	預金保険制度の対象となります。(ただし、預金保険の対象となっている他の預金と合算して元本1,000万円までとその利息に限ります。)	
金利情報の入手方法	窓口でお問い合わせください。	
当行が契約している 指定紛争解決機関	全国銀行協会 連絡先 全国銀行協会相談室 電話番号 0570-017109 または 03-5252-3772	

(2025年4月現在)

肥後福祉年金定期預金預入対象者一覧表

種 類	ご利用いただける方	窓口へご提示いただく書類	根 拠 法
国 民 年 金	障害基礎年金受給者 遺族基礎年金受給者	国民年金証書または 国民年金・厚生年金保険年金証書	国民年金法
※ (旧) 国 民 年 金	老齢福祉年金受給者 障害年金受給者 母子年金受給者 準母子年金受給者 遺児年金受給者	国民年金証書	国民年金法等改正法
	老齢特別給付金受給者	国民年金証書	厚生年金保険法等改正法
※ (旧) 厚 生 年 金 (船員保 険含む)	障害年金受給者 遺族年金受給者 通算遺族年金受給者 特例遺族年金受給者 寡婦年金受給者 鰥夫年金受給者 遺児年金受給者	厚生年金保険年金証書 または 船員保険年金証書	国民年金法等改正法
※ 共 済 年 金	障害年金受給者 遺族年金受給者 通算遺族年金受給者 ※昭和60年改正法にお ける改正前関係法等に 係る受給者に限る	次のいずれかの証書 国家公務員等共済組合金証書 日本電信電話共済組合金証書 日本鉄道(国鉄)共済組合金証書 日本たばこ産業共済組合金証書 地方公務員共済組合金証書 私立学校教職員共済組合金証書 農林漁業団体職員共済組合金証書	国家公務員等共済組合法等改正法 (旧)国家公務員共済組合法 (旧)公共企業体職員等共済組合法 地方公務員共済組合法等改正法 (旧)市町村職員共済組合法 私立学校教職員共済組合法等改正法 農林漁業団体職員共済組合法
各 種 手 当	児童扶養手当受給者	児 童 扶 養 手 当 証 書	児童扶養手当法
	特別児童扶養手当受給者 障害児福祉手当受給者 特別障害者手当受給者 福祉手当受給者	特 別 児 童 扶 養 手 当 証 書 障 害 児 福 祉 手 当 受 給 者 証 明 書 特 別 障 害 者 手 当 受 給 者 証 明 書 福 祉 手 当 受 給 者 証 明 書	特別児童扶養手当等の支給に関する 法律
	医療特別手当受給者 特別手当受給者 健康管理手当受給者 保健手当受給者	医 療 特 別 手 当 証 書 特 別 手 当 証 書 健 康 管 理 手 当 証 書 保 健 手 当 証 書	原子爆弾被爆者に対する援護に関する 法律 (旧)原子爆弾被爆者に対する特別 措置に関する法律

※いずれも1986年3月31日までに受給権が発生した方

(2025年4月現在)